

# アジア等 IT 人材定着支援協議会 規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

- (1)本協議会は、アジア等 IT 人材定着支援協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。
- (2)英文名称は、Asian IT Engineers Career Support Council of Japan（AITEC-SCJ）と称する。

### 第2条 目的

本協議会は、優秀なアジア等 IT 人材の活躍できる場の提供をするため、外国人留学生の推進と活用、さらには日本への定着を促進するために日本の企業への就職ルート開拓などを支援することを目的とする。

### 第3条 事業

- (1)優秀な外国人留学生の獲得に係る諸事業の企画、立案および実施支援
- (2)日本の企業への就職あっせんに関わる支援と広報活動
- (3)優秀な外国人留学生獲得のためにに向けた政策提言活動
- (4)その他、協議会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員及び役員

### 第4条 会員

本協議会の会員は、本協議会の目的に賛同し、入会の承認を受けた企業、団体及び有識者とし、種別は次の4種とする。1)一般会員、2)学校会員、3)賛助会員、4)特別会員。

### 第5条 会員の権利と義務

- (1)一般会員は、アジア等 IT 人材の採用に関心のある企業、団体とする。
- (2)学校会員は、アジア等 IT 人材を受け入れる学校とする。
- (3)賛助会員は、日本へ留学、就職等を支援する企業、団体とする。ただし、第5条 2 項に該当する企業、団体であっても、賛助会員として入会することを希望する場合は、理事会の承認をもって賛助会員となることができる。
- (4)特別会員は、第 2 条の目的に賛同し、アジア等 IT 人材の定着支援において助言可能な団体及び有識者とする。

### 第6条 入退会

- (1)本協議会へ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
- (2)本協議会を退会しようとする者は、理事会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- (3)会員が本規約に違反した場合、又は本協議会の名誉を傷つける行為をした場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

### 第7条 事業年度

- (1)本協議会の事業年度は、通常4月1日から3月31日までとする。
- (2)本協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。

### 第8条 年会費

- (1)一般会員
  - 10万円（年間売上高 5000 万円未満）
  - 20万円（年間売上高 1 億円未満）
  - 30万円（年間売上高 1 億円以上 5 億円未満）
  - 40万円（年間売上高 5 億円以上 10 億円未満）
  - 50万円（年間売上高 10 億円以上）※ただし、CSAJ 会員は CSAJ の年会費を支払うことで一般会員として活動できる。
- (2)学校会員
  - ・固定会費 30 万円
  - ・従量会費 本協議会の取り組みとして受け入れた留学生 1 名ごとに 3 万円
- (3)賛助会員  
一口 35 万円とし一口以上
- (4)特別会員  
無料 ※特別会員は議決権を持たない
- (5)設立経過措置  
平成 29 年 3 月までの間は、理事会の承認を得て会費を 3 分の 1 に減ずることが出来る。

### 第9条 役員

- (1)本協議会に、役員として会長 1 名、その他の役員は会長が指名する。
- (2)会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

### 第3章 総会、理事会等

#### 第10条 総会

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、定期総会を年1回程度開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (4) 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (6) 総会の議長は、会長が務める。
- (7) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (8) 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

#### [1] 本規約の改正

#### [2] その他本協議会の運営に関して重要な事項

#### 第11条 理事会

- (1) 本協議会に、理事会を置く。
- (2) 理事会は、理事をもって構成する。
- (3) 本協議会発足後は、会長が会員から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 理事会の議長は、会長が兼務する。
- (5) 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- (6) 理事会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (7) 理事会は、本協議会への入会申し込みを承認するほか、本協議会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について議決する。

#### 第12条 ワーキンググループ

- (1) 本協議会は、本協議会の事業運営上必要があるときは、理事会の議決によりワーキンググループを設置することができる。
- (2) ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。
- (3) ワーキングの主査は、ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。

#### 第13条 庶務

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会が事務局を設置し行うものとする。

### 第4章 雑則

#### 第14条

本協議会は、経済産業省がオブザーバとして参加する。

#### 第15条

- (1) 本協議会は、第3条に定める事業の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
- (2) 第15条(1)の徴収は、理事会の議決によるものとする。

#### 第16条

本規約は、総会の決議により改正することができる。

#### 第17条

本協議会は、総会の決議により解散することができる。

#### 第18条

この規約に定めるもののほか本協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

### 附則

#### 附則1

- (1) この規約は、平成27年11月17日から施行する。
- (2) 本会の設立当初の理事会社は、(株)豆蔵ホールディングス、(株)インテリジェント ウェイブ、ネクストウェア(株)、日本事務器(株)、サイボウズ(株)、(株)コーエーテクモホールディングス、(株)オービックビジネスコンサルタント、ピー・シー・イー(株)とし、理事会社の代表者を理事とする。
- (3) 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、本協議会の会員になったものとする。
- (4) 附則1(3)は、設立総会の日以前から入会希望の書面をもって表明していた者に準用する。